

安八町耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月 策 定

令和 3 年 3 月 最終改定

目 次

はじめに	2
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	2
2 計画改定の経緯	2
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	2
第2 建築物の耐震化に係る目標	4
1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	8
(1) 耐震化率の推移と評価	
(2) 本町の特性	
(3) 耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	10
4 公共施設の耐震化の現状・目標	11
(1) 町有施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	13
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	13
(1) 町民・事業者の役割	
(2) 町・県の役割	
2 実施する事業の方針	13
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	14
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 重点的に耐震化を図る建築物	
4 第3期における重点的な取り組み	15
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	15
第4 建築物の耐震化を促進する施策	16
1 安心して耐震化が行える環境整備	16
(1) 安八町建築物等耐震化促進事業	
(2) 危険なブロック塀等の対策	
(3) 町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	16
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	18
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	18
1 所管行政庁との連携	18
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	18
1 計画の推進体制	18

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。)第5条の規定に基づく、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため平成19年3月に「安八町耐震改修促進計画」として策定した。

本計画は、地震防災にかかる安八町地域防災計画との調和を図り、地域防災施策の一環として位置づけるものである。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成19年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改訂を行っている。また、設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (平成18年度～平成27年度)	平成19年3月	計画策定
第2期計画 (平成28年度～ 平成32(令和2)年度)	平成28年3月	第2期計画策定
	平成31年4月	危険なブロック塀等の対策を明記
第3期計画 (令和3年度～令和7年度)	令和3年3月	第3期計画策定

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震(マグニチュード8.0)であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下型地震に係る分析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表1-1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	PL値 (液状化指数)※	建物被害(棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフの巨大地震★	5.97(震度6弱)	58.30	35,000	100,000
揖斐川—武儀川(濃尾)	6.67(震度7)	51.40	77,000	130,000
長良川上流(北側震源)	6.71(震度7)	32.21	26,500	58,600
長良川上流(南側震源)	6.68(震度7)	29.99	10,200	15,800
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41(震度6強)	24.36	31,000	52,000
阿寺(北側震源)	6.54(震度7)	29.76	20,500	42,400
阿寺(南側震源)★	6.64(震度7)	31.61	16,000	37,000
跡津川★	6.59(震度7)	37.81	20,000	39,000
養老—桑名—四日市断層帯地震	6.96(震度7)	59.10	68,000	113,000
高山・大原(北側震源)	6.81(震度7)	32.01	17,000	32,000
高山・大原(南側震源)	6.80(震度7)	32.50	15,600	23,200

※PL値(液状化指数) PL値>15:液状化の可能性が高い 5<PL値≤15:液状化の可能性はある

★平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による

この調査で最大の被害棟数を想定する揖斐川—武儀川(濃尾)断層帯による地震は、全壊棟数の半数以上が建物の多い岐阜地域での被害を想定している。また跡津川断層や阿寺断層など飛騨地域や東濃地域にある断層による地震では、比較的離れた岐阜地域や本町のある西濃地域においても全壊建物が多数発生する。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

いずれの地震でも建物被害が1万棟を超え、かつ広範囲に及ぶことが予想されるため、全県的に住宅・建築物の耐震化が必要である。

なお、安八町防災計画で想定する地震による町内の建物被害は表1-2のとおりである。

表1-2 安八町防災計画で想定する地震の規模と建物被害

想定される地震	マグニチュード	最大震度	建物全壊棟数		想定する地震発生時間
			県内	うち町内	
南海トラフの巨大地震	9.0	震度6弱	35,000	440	冬早朝(午前5時) 冬夕方(午後6時) 夏昼(午前12時)
養老—桑名—四日市断層帯地震	7.7	震度6強	68,000	1,000	
阿寺断層系による地震	7.9	震度5強	16,000	30	
跡津川断層系による地震	7.8	震度5強	20,000	60	
高山・大原断層系による地震	7.6	震度6弱	17,000	50	

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」…旧建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

安八町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査(総務省統計局)によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

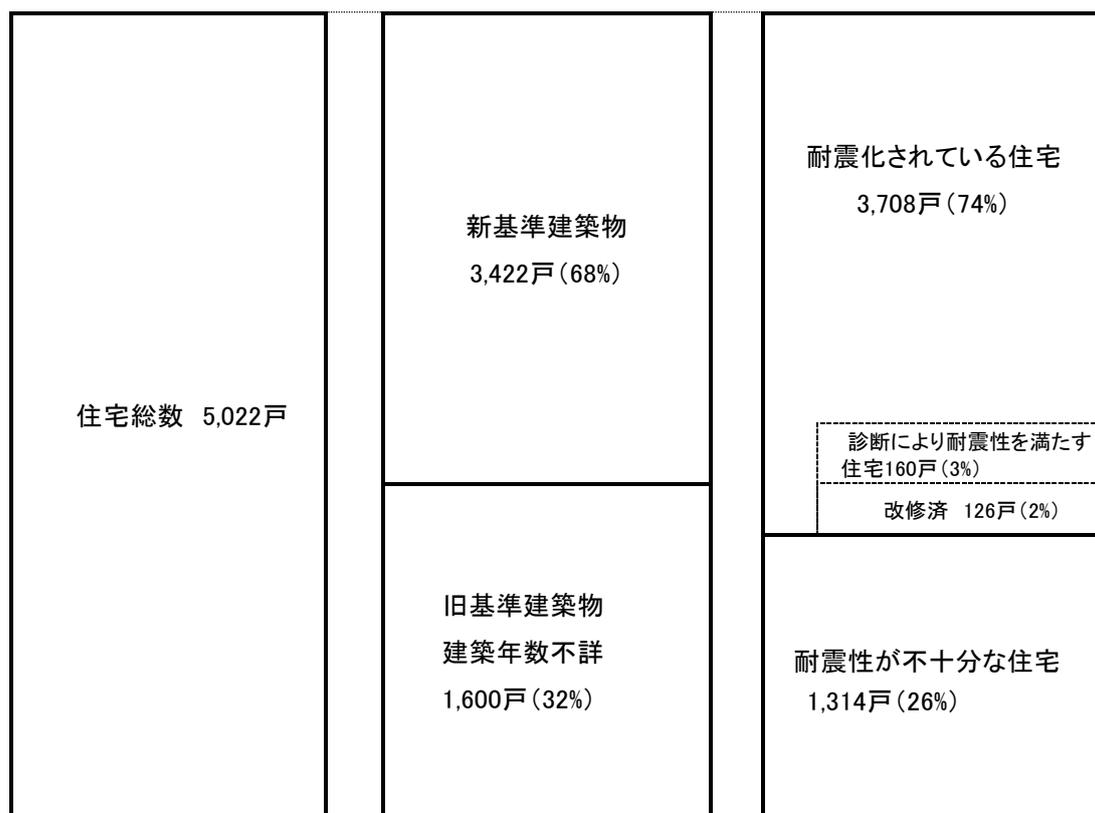
(単位:戸)

建築年	年代別 住宅数	平成5年調査		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	昭和45年以前	1,210	33	1,080	27	910	22	1,000	24	820	17	780	16
	昭和46年～55年	1,410	38	1,370	34	1,240	30	760	18	710	15	700	14
	不詳	0	0	0	0	0	0	14	0	150	9	120	2
	計	2,620	71	2,450	61	2,150	52	1,774	42	1,680	32	1,600	32
新 基 準	昭和56年～平成2年	930	25	930	23	930	22	970	24	940	20	940	19
	平成3年～12年	160	4	620	22	960	23	720	17	930	19	930	18
	平成13年～17年	—	—	—	—	120	3	570	14	600	12	600	12
	平成18年～22年	—	—	—	—	—	—	90	2	250	5	250	5
	平成23年～25年	—	—	—	—	—	—	—	—	150	3	150	3
	平成26年～30年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	322	6
	不詳	0	—	0	0	0	0	26	1	270	9	230	5
計	1,090	34	1,550	51	2,010	48	2,376	58	3,140	68	3,422	68	
合計		3,610	100	4,000	100	4,160	100	4,150	100	4,820	100	5,022	100

※平成30年調査は固定資産関係資料を基に推計

「新基準建築物の住宅」については固定資産関係資料等からの推計により 3,422 戸(約 68%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同資料からの推計により約 126 戸(約 2%)、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約 160 戸(約 3%)であることから、安八町内の住宅総数約 5,022 戸のうち約 3,708 戸(約 71%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図2-1 本町の住宅の耐震化の現状(令和2年時点)



※耐震診断結果を基に推計

(2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第 6 条に定める特定建築物(以下「特定建築物」という。)の用途、規模の要件は、表 2-2 のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第 6 条第 1 号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1 号特定建築物」、同条第 2 号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2 号特定建築物」、同条第 3 号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3 号特定建築物」という。

表 2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 3 年 1 月時点）

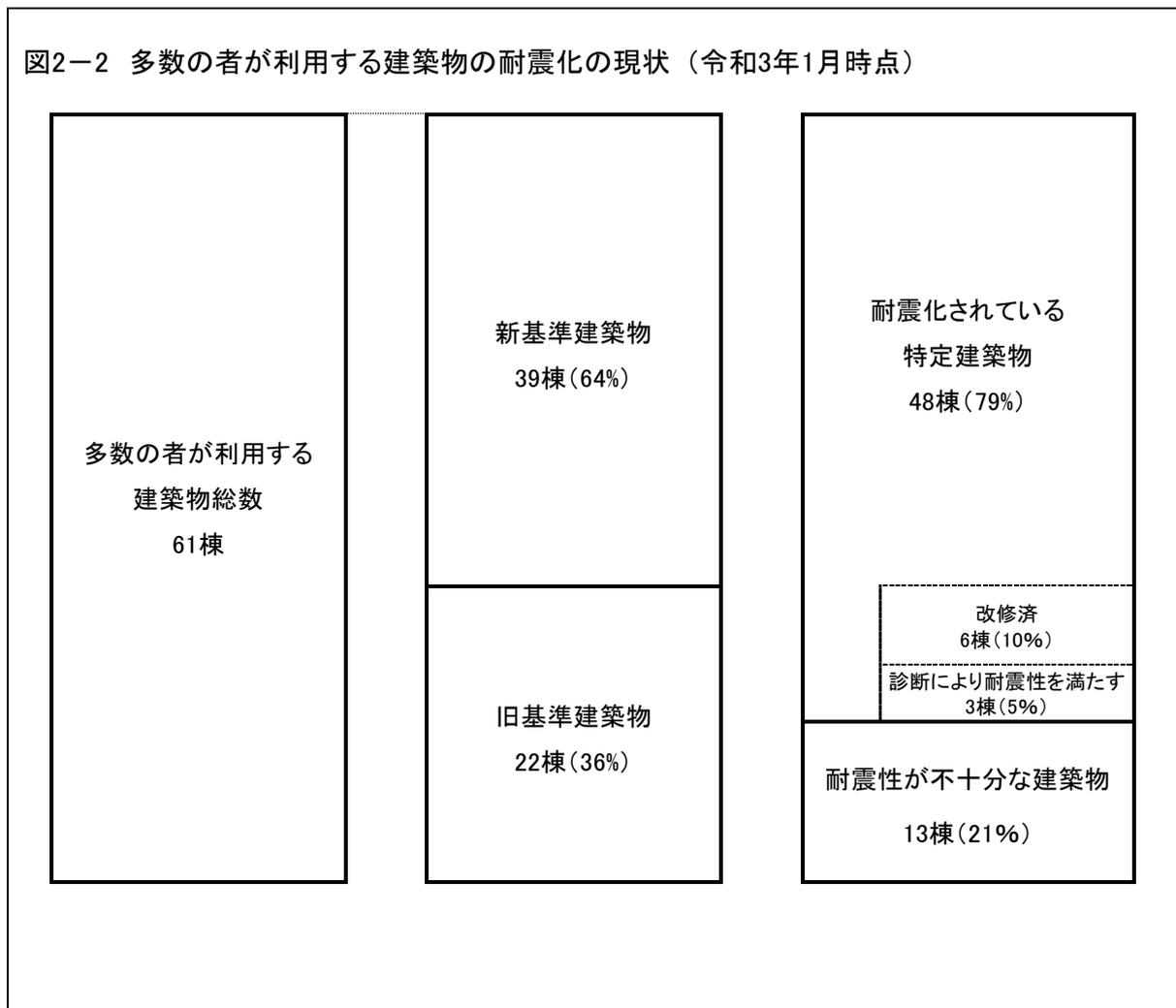
（単位：棟）

耐震化の現状 特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	
庁舎、病院、学校、社会福祉施設、劇場、集会所、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	61	39	22	6	3	79%

注) A~D は実数値 E は推計値

多数の者が利用する建築物については、「新基準建物」が 39 棟、「旧基準建物」22 棟のうち、「耐震改修済みのもの」が 6 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 3 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 48 棟となり、町内の多数の者が利用する建築物総数 61 棟のうち 48 棟（79%）が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和 3 年 1 月時点）



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、本町の耐震化率は表2-4のとおり推移しているが、第2期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の効果は得られている。

表2-4 耐震化率の推移

住宅	約54% (平成17年)	約71% (平成25年)	約74% (平成30年)
	約68% (平成17年)	約72% (平成27年)	約79% (令和2年)

(2) 本町の特性

国土交通省が発表した平成30年時点の全国の住宅耐震化率は「約87%」で、本町はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる本町の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○本町の特性(平成30年度住宅・土地統計調査より分析)

・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い。

	戸建て	共同住宅
全国	53.6%	46.4%
安八町	83.6%	16.4%

・旧基準の木造住宅の割合が高い。

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	16.0%
安八町	31.8%

→結果、耐震化を促進すべき戸建て木造住宅の割合が全国に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について検討した。その中で、「耐震化が進まない要因」について、表2-5のような要因が挙げられた。

表2-5 耐震化が進まない要因

主な要因	主な意見
経済的負担	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い <p>金銭負担がネック</p>
高齢者世帯のみの増加	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担 ・後継ぎがない <p>住宅の将来が決まっていない</p>
【類似】家族構成の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が独立(世帯分離)
防災意識の希薄	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない <p>住民理解が十分でない</p>

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってくる。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針(抜粋)

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ(令和2年5月)より抜粋

(住宅の耐震化率の目標)

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定(令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)することとしてはどうか。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの安八町の取り組み、岐阜県耐震改修促進計画や上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

〈第3期計画における目標〉

令和7年度 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率

95%

耐震化率95%を達成するため、住宅については約1,070戸、多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)については約10棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図 2-3 住宅の耐震化の目標

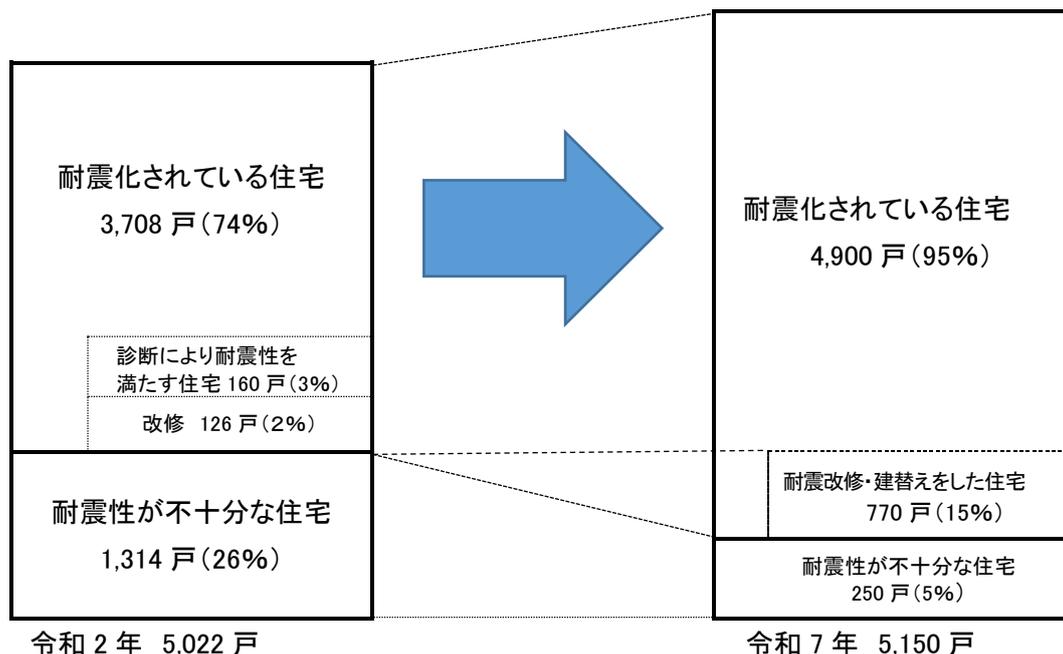
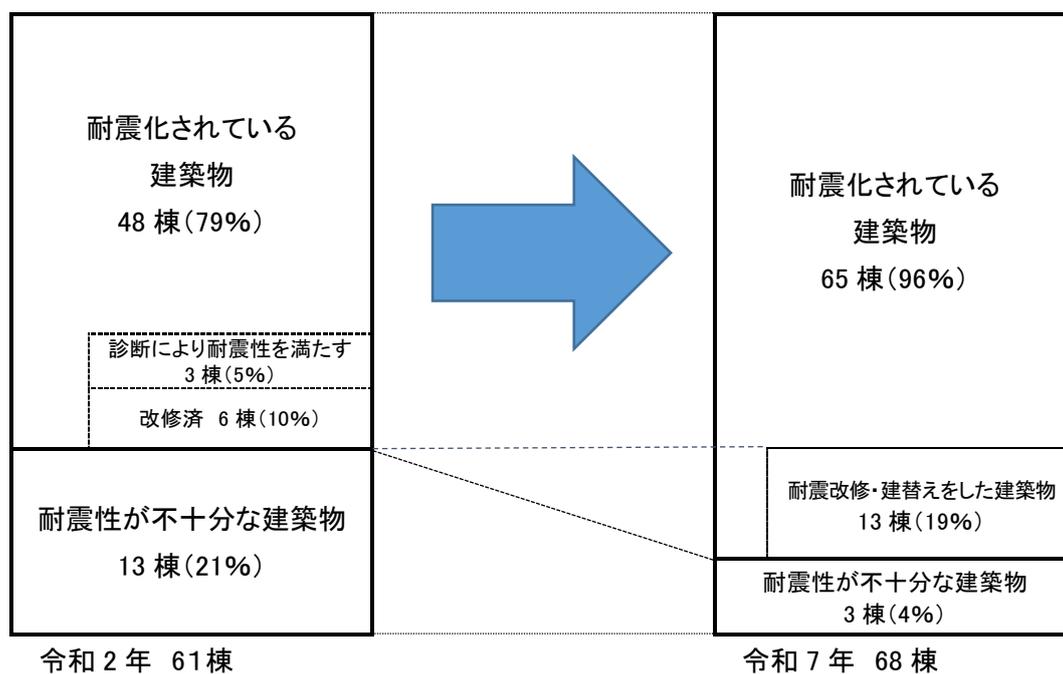


図 2-4 多数が利用する建築物の耐震化の目標



4 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての

機能の確保に繋がり大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りができなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や緊急性の高い施設から順次耐震化を進める。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物(「以下町有特定建築物」という。)の耐震化の現状は、安八町公共施設等総合管理計画によると、表 2-5 のとおりである。

表 2-6 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

耐震化の現状 町有特定建築物 の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	12	4	8	5	0	9	75%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	1	1	0	0	0	1	100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	0	0	0	0	0	0	0
計	13	5	8	5	0	10	77%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が 5 棟、「旧基準建築物」8 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 5 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 10 棟となり、安八町有特定建築物総数 13 棟のうち 77%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、令和 7 年度までに耐震化を完了することを目標とする。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、安八町では、平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民・事業者、県及び町が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、県及び町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者の役割

- ・町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定に該当するもの。)について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 県・町の役割

- ・県及び町は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・県及び町は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・県及び町は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・所管行政庁[※]である県及び町は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

※所管行政庁とは耐促法第 2 条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続し

ていく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域	町内全域
------------------	------

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、町内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	安八町防災計画に定められた緊急輸送路
----------------------	--------------------

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

本町においては、「安ハスマートインターチェンジ」により高速道路とのアクセスの強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワーク化できる形で速やかに道路の啓開を図れるよう努めている。

このため、耐促法第6条第3項第2号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難路を困難とすることを防止するための道路」として、安八町防災計画に定められた県道岐阜～垂井線他3路線の輸送道路を指定する。

(3)重点的に耐震化を図る建築物

多数の者が利用する建築物等、木造住宅、町有建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全性を確保する必要性が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながる恐れがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4 第3期計画における重点的な取り組み

これまでの計画では、主に木造住宅の耐震化施策を進めてきた。その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない木造住宅が減少し、また、耐震診断を実施する住宅が増えた。

第3期計画では、全ての建築物の耐震化を図るため、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取り組みを強化することとする。

表3-1 町有特定建築物の耐震化の現状

対象(3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より)		施策(方向性)	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物 ※1	広く町民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等 ・木造住宅 ・町有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動(極めてまれに発生する地震)において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという観点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 安八町建築物等耐震化促進事業

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震改修工事に対する補助を平成16年度から県と協働で実施している。

事業の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 安八町建築物等耐震化促進事業の概要

事業名	対象建築物	開始年度	補助限度額
木造住宅耐震診断事業	・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	平成14年度～	無料
木造住宅耐震化促進事業	・耐震診断の結果「倒壊の恐れがある」とされた 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	平成16年度～	1,019千円
ブロック塀等除去事業	・地震発生時に倒壊又は転倒の恐れのあるブ ロック塀等	令和元年度～	100千円

※平成20年度から無料耐震診断実施

(2) 危険なブロック塀等の対策

地震による被害の教訓として、新潟中越地震では、敷地の崩壊などにより危険となった住宅が多く見られ、福岡県西方地震や大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められている。

本町では、避難路や小・中学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に対し、補助制度を設け、安全確保に関する取り組みを行う。この補助制度の対象となる通学路は、各小中学校区安全マップに定められた通学路とする。

また、避難路・通学路沿いにおけるコンクリートブロック等で、危険性のあるものについては、関連部局と連携を図りながら、所有者等に対して除却・改修等の指導を行う。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」(以下「相談士」という。)を活用する。

なお、相談士の名簿については、建設課において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

また、町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 町主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ(災害予測地図)を公表している。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震による建築物の被害の軽減を図るため、宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、一丸となって建築物の耐震化に取り組む。